

白山市人権教育・啓発に 関する行動計画

白山市の将来都市像
「健康で笑顔あふれる元気都市 白山」
をめざして

令和3年11月
白山市

はじめに

「人権」とは、人間が生まれながらにもっている、誰からも侵害されることのない永久的な権利です。

世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である」と宣言しており、日本国憲法においては、すべての国民の基本的な人権を保障しています。

また、近年は、部落差別（同和）問題、障害者差別等の解消についての法律等、人権に関する法整備が進んでおります。

しかしながら、女性、子ども、高齢者、性的少数者等にかかわる課題、そして、インターネット上における差別的発言等、日常生活の様々な場面で、差別や人権を不当に軽視する事態もいまだに多く存在しています。

さて、本年開催されました東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、人権尊重実現への大なる勇気と感動をいただける好機となり、一人ひとりが持つ様々な「ちがひ」を認め、互いに支え合う「共生社会」の実現に向け、期待ができる年となりました。

このような中、本市では、人権課題の解決に向け、継続的に取り組み、社会の実情に沿った施策を一層進めていくため、「白山市人権教育・啓発に関する行動計画」を策定しました。

人権尊重を根底とした「持続可能な開発目標（SDGs）」に関する啓発や取り組みとも合わせ、誰もの人権が守られ、健康で笑顔あふれる元気都市をめざしてまいります。

市民の皆様との協働による取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、皆様のより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご協力いただきました人権擁護委員並びに関係各位に心より感謝を申し上げます。

令和3年11月

白山市長 山田憲昭

目 次

第1章 行動計画策定の背景や基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	1
2 位置づけ	1
3 計画の目標	1
4 計画の期間	2
5 人権をめぐるこれまでの動き	2
第2章 人権教育・人権啓発の推進	
1 人権教育・人権啓発	4
2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	4
第3章 配慮すべき人権問題	
1 男女の人権（男女共同参画の推進）	6
2 子どもの人権	7
3 高齢者の人権	8
4 障害を理由とする偏見や差別	8
5 部落差別（同和問題）に関する偏見や差別	9
6 外国人の人権	10
7 感染者等に対する偏見や差別	10
8 インターネットによる人権侵害	11
9 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別	12
10 その他の人権問題	13
第4章 人権施策の推進に向けて	
1 地域コミュニティや市民活動団体との協働	15
2 国・県等との連携・協力	15
3 庁内の推進体制	15
【資料編】	
世界人権宣言	16
日本国憲法（抄）	20
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	22
白山市民憲章・白山市子ども憲章	23

第1章 行動計画策定の背景や基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、市民憲章において、市民共通の意識目標に、「生命を尊び、健やかな心と体を育みます。」「豊かな感性と、思いやりの心を大切にします。」をうたい、白山市に誇りと責任をもち、未来に向かって夢あふれる住みよいまちとなるよう取り組んでいます。

また、平成29年3月（2017年）に策定した第2次白山市総合計画では、将来都市像「健康で笑顔あふれる元気都市 白山」の実現をめざし、人権尊重の推進を施策の一つに位置付け、市民が日常生活を行っていく上で、すべての人々の人権が尊重される社会となるための環境づくりを推進しています。

しかしながら、近年、少子高齢化の加速、情報社会の進展など社会構造や社会情勢の大きな変化により、人権問題は、複雑化・多様化しています。

なかでも、多発する災害や感染症などにより、人々のストレスや不安が大きくなり、人権侵害や差別につながる懸念されています。

人権問題は、差別や偏見、不安など、人権を侵害する考えや行動によって生じるとされ、誤った認識や無知、無関心がその根底にあります。

このことを踏まえ、子どもから大人まで市民一人ひとりがどのような人権問題をも自分事と受けとめ、正しく認識し、互いを思いやる心を育めるよう、人権教育と啓発の計画的な取り組みが求められます。

「白山市人権教育・啓発に関する行動計画」（以下「本計画」という。）は、あらゆる差別や偏見のない思いやりのあるまちづくりの推進に向け、市民一人ひとりがそれぞれのライフスタイルに応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを実践できるようにするための基盤となる人権教育と人権啓発の指針として策定するものです。

2 位置づけ

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に基づき策定するものです。

白山市のまちづくりの基本となる第2次白山市総合計画の基本的方向にも、「人権尊重の推進」を位置づけており、今後、白山市が取り組む人権教育及び人権啓発の推進に関する基本方針を示すものです。

3 計画の目標

あらゆる教育、研修、啓発の場を通して、子どもから大人まですべての市民が日常生活の中で人権を意識し、人権問題を誰かの問題ではなく、自分の問題として受け止め、相手を思いやり、お互いに多様な個性・ちがいを認め合い行動できる共生社会の実現を目標とします。

4 計画の期間

計画の期間は定めず、本計画の実施状況を踏まえ、社会情勢の変化、人権を取りまく環境の変化のほか、国や県の動向などに応じて計画の見直しを行うこととします。

5 人権をめぐるこれまでの動き

(1) 国際的な動き

20世紀、人類は、戦争の惨禍に対する反省から、人権及び自由を尊重し確保するため、昭和23年(1948年)、国際連合(以下「国連」という。)の総会において、「世界人権宣言」が採択されました。以降、宣言が実効性のあるものとなるよう、数多くの人権に関する規約、条約が締結され、人権が尊重される世界の実現に向け、取り組んできました。

しかしながら、民族紛争や宗教対立などにより平和・人権・民主主義を脅かす様々な問題が多発し、今も多くの人が犠牲になっています。

こうしたことを受け、平成6年(1994年)の国連総会において、世界的な規模での人権理解を深め、人権という普遍的な文化を構築することを重視し、平成7年(1995年)に、「人権教育のための国連10年」とする決議とその行動計画が採択されました。その後、平成16年(2004年)国連総会において、「人権教育のための国連10年」を引き継ぎ、「人権教育のための世界計画」が採択されました。

この計画では、期限を特に定めず、第1段階(2005年～)「初等中等教育」から5年ごとに第2段階「高等教育」、第3段階「ジャーナリストやメディア関係者」に焦点を当てた取組みが進められ、第4段階(2020)の重点領域では、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くことを決議しました。決議はさらに、第4段階を「持続可能な開発目標」(SDGs)目標4.7「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ(誰もが地球社会の一員であり、そこに参画する責任を持つ市民だという意識)、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」と連携させることを盛り込んでいます。

SDGsは、「誰一人取り残さない」世界を実現することを普遍的なテーマとしており、その根底には「人権」があります。

いま世界は、SDGsの達成に向けて、人権尊重の考え方を大きな柱として、様々な取組みを進めています。

こうして、人権の尊重は平和の基盤であるということがいま世界共通の認識となり、国際社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まっています。

いかなる偏見や差別事象の課題に対しても、その解消に向け、人権教育・人権啓発を重視するとともに、これまで同様に、それらの問題から多くを学び、今後起こり得る未知の人権問題にも対処していく聡明さが日々求められています。

(2) 国の動き

わが国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、国際人権規約をはじめとする人権に関する諸条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組みを進めてきました。

平成7年(1995年)には、国連の「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成9年(1997年)に国内行動計画を策定しました。

その後、施策の一層の推進を図るため、平成12年(2000年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権教育及び人権啓発に関する国及び地方公共団体の責務を明記しました。

これを受け、平成14年(2002年)には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための各種施策を推進してきました。

とりわけ、わが国固有の人権問題である部落差別(同和問題)については、いまなお差別事象が発生している状況から、平成28年12月(2016年)施行の「部落差別の解消の推進に関する法律」においては、現在もなお部落差別が存在することを明記するとともに、部落差別は許されないものであるとの認識のもとでこれを解消することが重要な課題であるとししました。

国や地方公共団体は、教育や啓発、相談体制の充実・強化を行政の責務として部落差別の解消を推進することとしています。

(3) 石川県の動き

石川県では、平成12年3月(2000年)に「人権教育のための国連10年石川県行動計画」を策定するとともに、平成17年(2005年)に策定し、平成27年(2015年)に改定を加えた「石川県人権教育・啓発行動計画」において、県としての人権教育・啓発の推進に関する基本方針や施策の方向性を示しました。

令和3年3月(2021年)には、「石川県新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消の推進に関する条例」を制定するなど、人権尊重と人権意識の高揚を図るための各種施策を推進しています。

(4) 白山市の動き

市では、これまで国や県の計画に沿いながら人権教育・人権啓発活動を推進しており、平成29年3月(2017年)に策定した第2次白山市総合計画においては、将来都市像「健康で笑顔あふれる元気都市 白山」の実現をめざし、人権尊重の推進を施策に位置づけ、関係部局内で横断的に人権課題に取り組むとともに、法務局や人権擁護委員等と連携し、人権擁護思想の普及啓発に努めてきました。

平成30年6月(2018年)には、国連が定める「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた優れた取組みを提案したとして、「SDGs未来都市」に選定されました。

白山手取川ジオパーク及び白山ユネスコエコパークの理念と合致するSDGsの理念に基づき、山間部を拠点とし、産学官民連携のもと、環境に調和した持続可能な経済発展や豊かな生活を実現し、その成果を市全体に還元するサイクルの確立をめざすもので、未来につなぐまちづくり・ひとづくりを推進しています。

第2章 人権教育・人権啓発の推進

1 人権教育・人権啓発

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、「人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義され、国及び地方公共団体は、これらに関する施策を策定し、実施する責務を有すると示されています。

人権問題は、市民一人ひとりに関わる問題です。人権教育・人権啓発にあたっては、日常生活において市民一人ひとりが、誰かのことではなく、自分事として課題を受け止め、互いに思いやりをもち、ちがいを認め合う人権尊重の理念や共生社会についての理解が自ずと深まるよう、推進していくことが大切です。

そのため、人権教育・人権啓発について、市民の積極的な参加を促進するとともに、生涯を通じて、学校、職場、家庭や地域のあらゆる場・機会をとらえ、子どもから大人まで、各発達段階に合わせ、人権擁護委員や各種関係団体等と連携しながら実施していきます。

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 学校・保育所（園）・認定こども園・幼稚園における人権教育・人権啓発

学校・保育所（園）・認定こども園・幼稚園においては、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な段階であることを考慮し、それぞれの発達段階に応じ、人権尊重の視点を取り入れた保育・教育内容を創造するなど、様々な体験を通して人権尊重の精神の芽生えを育めるよう推進します。

人権尊重意識を高め、日常生活の中の不合理を敏感に感じ取る感性や人権課題に対する偏見や差別を解消していく意欲と実践力を持った子どもを育成するため、多様な教育実践の推進や啓発に努めます。

(2) 地域社会における人権教育・人権啓発

差別のない社会の実現のためには、地域社会の中で、市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、知識や理解のみにとどまらず、人権尊重の精神を日常生活の習慣として身につけ、行動することが求められます。

公民館や集会所、図書館、児童館など、地域コミュニティに密着した施設を活用し、身近な課題や地域の実情に合わせ、人権に関する講演会を開催するなど、幅広く、市民の学習機会の提供に努めます。

また、町内会をはじめ、地域の様々な分野で活動している個人や団体相互の連携をはじめ、学校、家庭、地域社会が一体となって人権教育・人権啓発に取り組めるよう、支援を行います。

(3) 家庭における人権教育・人権啓発

家庭には、幼児期における自尊感情の育成や、子どもの成長過程における人権意識の形成のための重要な場と役割があります。

親や祖父母などを含めた保護者（以下「保護者等」という。）が差別意識や偏見を持たずに、また、暴力や虐待などの人権侵害のない環境の中で、日々子どもにかかわっていくことが重要です。

そのため、家族で気軽に参加できる学習機会の提供をはじめ、様々な情報媒体等により広く周知啓発を行い、家庭・保護者等に対する支援の充実に努めます。

また、児童虐待やドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)、高齢者や障害のある人の介護問題など、家庭の中には、複合多岐にわたる問題が絡み合っている場合もあるため、家庭内におけるすべての人の人権が守られるよう、人権課題に関する相談窓口と、子育てや介護などの不安や悩み・困りごとについての相談窓口が連携を図りながら支援を行います。

(4) 企業・職場における人権教育・人権啓発

企業や職場における行動や活動は、市民の生涯生活にも深くかかわる大きな影響力を持っており、男女共同参画社会の実現や環境保全、少子化・超高齢社会への対応、同和問題をはじめとした人権問題に十分配慮するなど、CSR（企業の社会的責任）が求められています。

中でも、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどは深刻な人権問題となっており、育児・介護休業法や女性活躍推進法等の一部改正により、令和2年6月（2020年）から職場におけるハラスメント対策が強化されるなど、社会全体でこの問題に取り組む動きが高まっています。

企業や職場が、社会的身分等を理由として、雇用機会や労働条件についての差別的な取扱いを行わず、障害のある人、女性、高齢者、外国人、性的少数者など、多様な人材を活用することにより、持続可能な職場の環境づくりを行うよう積極的な取組みを推進します。

また、企業・職場に対しては、人権やSDGsに関する啓発資料の提供を行うなど、広い視野からも人権啓発活動が充実するよう支援に努めます。

第3章 配慮すべき人権問題

1 男女の人権（男女共同参画の推進）

（1）現状と課題

国では、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、様々な法整備が行われ、女性の人権保障が大きく進展しました。

本市においては、白山市男女共同参画推進条例に基づき、「白山市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画セミナーの実施や市の審議会などにおける女性委員登用の推進、配偶者等からの暴力についての相談窓口「DVホットライン白山」開設による相談体制の充実など、様々な施策を実施しています。

しかしながら、男女の平等意識について不公平を感じている人も多く、ジェンダー平等を日常生活の中で実感できていない状況にあります。

男女共同参画社会の実現は、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を含めた男女の意識改革によるところが大きく、家庭や地域、学校、職場など、あらゆる場・機会をとらえ、普及啓発を推進していくことが必要です。

男女が性別に関わらず、自分らしく輝いて暮らすためには、お互いに多様で柔軟な働き方等を選択し、充実した生活を送ることが重要であり、そのためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が課題となっています。

また、DVをはじめ、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど（以下「DVなど」という。）については、深刻な社会問題となっていることから、DVなどの防止に向けた啓発活動や被害者支援の充実を図るとともに、関係機関等との連携強化が求められています。

さらに、多発する災害の経験を踏まえ、令和2年5月（2020年）、内閣府が、「災害対応力を強化する女性の視点（男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン）」を策定しており、男女共同参画の視点での防災体制を図ることが必要です。

（2）施策の方向

- 男女共同参画実現に向け、家庭・地域・学校・職場など、幅広い分野への情報発信及び意識啓発を図ります。
- 市民一人ひとりが仕事と子育てや介護、余暇を含めた家庭生活、地域活動など、多様な選択のもと、バランスのとれた生き方ができる社会実現のため、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発を推進します。
- あらゆる分野において、女性の参画の拡大や活躍を推進し、人材の育成や周知啓発を行います。
- DVなどの未然防止とその根絶に向け意識啓発を行うほか、潜在する被害者が相談につながるよう、情報発信に努めます。
- 被害者救済に向け、関係機関との連携体制を強化し、相談体制の充実を図ります。

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

平成元年（1989年）、「児童の権利に関する条約」が国連で採択され、我が国においても、平成6年（1994年）に批准を行いました。

本条約の発効を契機として、一層、児童生徒の基本的な人権に配慮し、一人ひとりを大切にされた教育が行われることが求められる中、文部科学省は、全国の学校関係者が理解を深め、実践につなげていけるよう、これまで人権教育の指導方法に関するとりまとめと公表を行い、令和3年3月（2021年）には、補足資料を公表するなど、学校における人権教育を推進してきました。

本市においては、子どもの権利に関する総合的な条例として、平成18年12月（2006年）に「白山市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもがひとりの人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支える社会の実現を目標に、子どもの権利保障に力を注いできました。

しかしながら、子どもを取り巻く環境の変化や社会の多様化に伴い、人間関係づくりが十分にできず、心の居場所が見い出せないまま、いじめや不登校、引きこもりが問題となっているほか、あふれる情報社会の中、子どもが性犯罪や性的搾取などの被害に巻き込まれるなど、多くの問題が存在しているのが現状です。

また、少子化、核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化などの影響もあり、家庭や地域の教育力低下が指摘されています。

こうした中、家庭では、子育てへの不安や負担、孤立感などから児童虐待にいたるケースが見られ、大きな問題となっています。

子どもが、ひとりの人間として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を一層深めていくことが必要です。

子どもたちは、次代を担う存在であり、子どもが健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域など社会全体で支え、見守っていくことが求められます。

(2) 施策の方向

- 人権を深く学び大切にする心と、それに沿って行動できる力を育てる教育・啓発を推進します。
- 家庭・地域・学校・職場などの協力のもと、子どもの健全な育成を推進します。
- 児童虐待・性被害・いじめ・体罰等の防止など、子どもの人権を守るため、関係機関と連携しながら、問題の解決を図ります。
- 子どもに関する相談窓口体制の充実を図ります。
- 子どもの人権が守られ、子ども自らが人権を行使できるよう、「白山市子どもの権利に関する条例」の普及・啓発を行います。

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

日本では、高齢化が急速に進んでおり、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、家族や介護者による高齢者虐待や、判断力が充分ではない高齢者への悪質な訪問販売・詐欺等の消費者被害など、高齢者の権利に関する問題が深刻になっています。

白山市では、「ふるさと安心高齢者プラン（白山市高齢者福祉計画・白山市介護保険事業計画）」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けられるまちづくりをめざし、相談体制の強化及び支援の充実等各施策を推進しており、そのためには、地域で支え合う体制の構築に向けて社会全体で取り組んでいくことが求められます。

高齢者自身も自らの人権を認識し、高齢者世代も含めた世代間交流の拡大を図るなど、地域や関係機関が連携し、人権への関心と理解を深めていくことが必要です。

(2) 施策の方向

- 高齢者に対する尊敬や感謝の心を育み、高齢社会に関する理解を深める教育・啓発を推進します。
- 高齢者の社会参加を促進し、地域や学校、子育て機関など、あらゆる世代との交流を推進します。
- 介護等に関する相談窓口と連携し、高齢者虐待防止・詐欺被害など、高齢者の権利擁護を推進します。
- 建築物、公共交通、情報等について、バリアフリー法改正を踏まえ、高齢者に対する物理的・心理的な障害の除去に向けて普及啓発を推進します。

4 障害を理由とする偏見や差別

(1) 現状と課題

日本では、障害のある人に関する法律の整備が進められ、物理的な障壁の解消が進むとともに、障害のある人に対する認識と理解が徐々に深まっています。

しかしながら、障害のある人の職場における差別待遇や、障害を理由に店舗でのサービス等を拒否されるなど、人権侵害にあたる行為は、解消にまではいたっていないのが実情です。

本市では、「白山市共生のまちづくり条例」や「白山市手話言語条例」と合わせ、お互いを尊重し、誰もが安心して暮らせる「共生のまち」の実現に向けた施策を着実に進めるため、平成30年3月（2018年）に、「共生のまち 白山プラン」を策定し、障害のある人の就労や保育、教育などの10分野において、市民、事業者及び市が障害のある人に対し、不当な差別的取り扱いをしないことや合理的配慮を行うことの大切さを定めています。

これらの条例等について、普及啓発を行うなど、障害を理由とする偏見や差別解消に向けた計画的な取組みが求められます。

(2) 施策の方向

- 障害のある人に関する正しい理解と配慮についての教育・啓発を市民や事業者に向け実施し、共生のまちづくりを推進します。
- 障害のある人の社会参加について、自己決定の尊重と、意思決定のための支援を行います。
- 障害のある人が、各ライフステージにおいて、あらゆる場・機会を通して、人権が尊重され、適切な支援が受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野が連携し、切れ目のない支援を行います。
- 障害のある人に関する相談窓口と連携し、障害者虐待防止など、障害のある人の権利擁護を推進します。
- 建築物、公共交通、情報等について、障害のある人に対する物理的・心理的な障害の除去に向けて普及啓発を行います。

5 部落差別（同和問題）に関する偏見や差別

(1) 現状と課題

部落差別（同和問題）は、日本固有の人権問題であり、日本国憲法により保障された基本的人権が侵害されているという、深刻で重大な社会問題です。

これまで、法整備がなされ、差別解消へ向けての取組みが行われてきましたが、いまなお結婚における差別などの偏見や差別意識が存在しており、部落差別（同和問題）に関する正しい理解が十分に定着していない状況です。

白山市においては、白山市人権同和行政部局連絡会を庁内に組織し、部落差別（同和問題）への正しい理解に重点をおき、研修や情報共有を重ねていますが、部落差別（同和問題）が完全になくなるよう、絶えず取り組む必要があります。市民一人ひとりが、部落差別（同和問題）は身近に存在し、いつとなく消えていくものではないことを念頭に自分事として取り組めるよう、部落差別（同和問題）への正しい理解と市民意識の醸成に努めていくことが重要です。

(2) 施策の方向

- 市民一人ひとりが、部落差別（同和問題）を正しく理解し、自らの問題としてとらえるよう、学校や職場、地域など、あらゆる場・機会を通して人権教育や啓発を絶えることなく推進していきます。
- えせ同和行為の排除に向けた啓発を推進します。
- 人権擁護委員等と連携し、部落差別（同和問題）の早期解決に努めます。

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

少子高齢化の影響や改正入管法の施行等によって、外国人住民数は全国的に増加しており、いまや外国人は地域社会の構成員であり、担い手でもあります。

そうした中で、本市で暮らす外国人はアジア圏の人が多く、住民数が増えるにしたがって、出身の国や地域が広がり、多国籍化や多言語化が進んでいます。

また、日本国籍を持つ人の中には、外国出身の親を持つ子どもや海外からの帰国者など、海外につながるのある多様な文化的背景を持つ人もいます。（以下「外国人」に含みます。）

一方、日本社会においてマイノリティとして生きる外国人が直面する課題として、「ことばの壁」「こころの壁」「制度の壁」の三つの壁が指摘されており、見た目のちがいや言葉のちがひ、文化や生活習慣のちがひなどから不安感や偏見が生じ、排斥等につながることもあります。同じ住民として暮らしていても、外国人であるが故に同等の制度の利用ができずに困難を抱えている場合もあります。

そこで、本市では、令和2年10月（2020年）に、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがひを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」を推進するため、「白山市多文化共生のまちづくり推進指針」を定めました。

市内の外国人は今後ますます増加することが予想されるため、地域で暮らしていく仲間としての認識を深めながら、外国人の人権を尊重し、日本人住民と外国人住民がお互いに理解し、協力し合う姿勢が必要です。

(2) 施策の方向

- 外国人に対する差別意識の解消に向け、学校、職場など、あらゆる場・機会を通して異なる文化や価値観をお互い認め合えるよう、国際理解教育・啓発等を推進します。
- 外国人住民が安全・安心に暮らすことができる環境づくりや、日本人住民と外国人住民との交流促進等による多文化共生への意識づくり、外国人住民の社会参画等による地域づくりに取り組みます。
- 市と市国際交流協会、地域社会、企業、活動団体などが協力・連携し外国人の相談・支援体制の充実等を図ります。

7 感染者等に対する偏見や差別

(1) 現状と課題

ハンセン病、エイズ（HIV）、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症に対する正しい知識と理解が必ずしも十分ではなく、これらの感染症患者や回復者、その家族、医療従事者、エッセンシャルワーカー（生活維持に欠かせない職業に就いている人）に対しての差別や偏見がいまなお見受けられ、課題となっています。

誤った認識や無知、無関心が不安や恐怖感を引き起こし、そのことが差別、偏見につながると懸念されることから、家庭、職場などの日常生活の様々な場面において、各種感染症に対する予防策を含めた正しい知識と理解を深めていくことが求められます。

(2) 施策の方向

平成11年(1999年)に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、感染の予防と医療の提供を両輪として位置づけるとともに、あらゆる感染症患者やその家族等に対する偏見や差別の解消及び人権の尊重を法の理念としています。

- 学校教育においては、発達段階に応じて、エイズ（H I V）をはじめとする感染症等（以下「感染症等」という。）に対する正しい知識を身につけることにより、感染症等に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材提供や教職員の研修を推進します。
- 感染症等に関する正しい情報についての広報及びその他の啓発活動を推進します。
- 感染症等の感染者及びその家族や関係者が、適切に関係機関につながり、相談が十分に行えるよう、情報発信に努めます。

8 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

高度情報社会が急速に進展し、情報の入手や、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用による情報の発信・交換等が日常生活において簡単にできるようになり、いまや、インターネットは、子どもから高齢者にいたるまで、パソコンやスマートフォン等の情報機器を介し、幅広く利用されています。

インターネットは、利用者に大きな利便性をもたらす一方、匿名掲示板等においては、他人への誹謗中傷、他人の個人情報を承諾なく公開する人権侵害、差別を助長する表現の使用など、重大な人権侵害に関する問題が多数発生する原因ともなっています。

特に、近年は、画像の流出・拡散が問題となるなど、インターネットの匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権問題が、スマートフォン等の普及ともあいまって、青少年を中心に発生しています。

インターネット等は、直接会っての会話や電話と違い、少ない文字数で相手とやりとりするため、送り手の思いや意図が受け手にうまく伝わらず、人間関係がこじれ、いじめや不登校の原因にもなっています。

また、本人が意図せず個人情報を発信してしまい、その情報が悪用される事態も発生しています。

インターネットは不特定多数の人が利用するため、個人が特定される画像やプライバシーに関わる情報を公開してしまうと、取り返しのつかない事態を引き起こすことがあります。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが求められます。

(2) 施策の方向

- 市民一人ひとりが、人権問題についての正しい理解のもとに、モラルをもってインターネットなどを正しく利用できるよう、学校、職場、地域など、あらゆる場において関係機関と連携し、人権・モラル教育・啓発を推進します。
- ネットいじめ等の人権侵害の防止や早期解決のため、プロバイダ（インターネット接続業者）への削除依頼の方法など、インターネット上の問題に対する相談窓口の情報提供に努めます。

9 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別

(1) 現状と課題

人の性は、単純に「男性」「女性」とに分けられるものではなく、からだの性（生物学的な性）、こころの性（性自認）、好きになる性（性的指向）、表現する性（性表現）など、複数の要素から構成され、そのあり方は様々です。

しかし、「異性愛が当たり前である」、「生まれた時の性別に違和感がない」といった考えを前提とした社会の中においては、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別がいまなお根深く存在しています。

このような社会の中では、性的少数者（LGBTなど）の人々は、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、生活上の制約を受けるなど、様々な困難を抱えているのが実情です。

性的少数者についての社会的理解が十分でないため、自分の性的指向や性自認を明らかにすることをはばかられ、孤立しがちで、自分らしく生活することが保障されずに、不登校や退学・退社、果てには自殺に追い込まれる事件も起きています。

本人の性のあり方を本人の意に反して第三者に暴露する「アウティング」については、最悪の場合、本人を自死に追い込む深刻な人権侵害であることが認知されており、令和2年6月（2020年）に改正された「労働施策総合推進法（パワーハラ防止法）」においても、アウティングはパワーハラスメントの一種と示され、企業には、防止策の策定や啓発活動、アウティングが起きてしまった際の再発防止対策などが義務付けられています。

トランスジェンダーについては、平成16年（2004年）に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合には戸籍の性別の変更を家庭裁判所に求めることができるようになり、平成20年（2008年）にはその要件も緩和されています。

多様な性については、少しずつ理解が進んできていますが、性的少数者への偏見や差別を助長する人権問題が多く存在しているのが現状です。

人の性は、すべての人に関わることであり、持続可能で多様性と包摂性のある社会に向け、性的少数者を含め誰もが安心して暮らせるよう、取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の方向

- パートナーシップ宣誓制度を導入し、近隣自治体等と連携した運用を図るなど、性的少数者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 学校や職場、地域などあらゆる場・機会を通して、性的少数者についての正しい理解や認識が深まり、人権が尊重されるよう、市民に対し幅広く教育・啓発を行います。
- 市の職員や教員が性的少数者について正しく認識し、適切な助言・指導を行うことができるよう、職員研修などの教育啓発に努めます。

10 その他の人権問題

(1) 現状と課題

配慮すべき人権問題は、上記1から9のほかにも様々に存在しています。それらの各種問題についても、関心と理解を深めていくことが必要です。

①犯罪被害者とその家族の人権

近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せ、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっており、様々な法令が改正されています。

今後もこうした制度の適正な運用と各種施策の拡充が求められています。また、一方で、マスメディアの行き過ぎた犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じているほか、新たに、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も深刻となっています。

②罪に問われた者等に対する偏見や差別

犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者、被疑者、被告人（以下「罪に問われた者等」という。）やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。

罪に問われた者等が更生し、再犯を防止するためには、本人の強い意志とともに周囲の人々の温かい理解と協力のもとで、円滑な社会復帰を促進し、共生のまちづくりを実現することが求められます。

③アイヌの人々に対する偏見や差別

日本の先住民族であるアイヌの人々に対する偏見や理解不足から、就職や結婚などにおける差別等の人権問題が依然として存在しています。

令和元年5月（2019年）に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

この法律では、アイヌの人々が尊重され、誇りを持って暮らせる社会の実現をめざし、アイヌ施策を包括的、総合的かつ効果的に推進しています。

アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。

④北朝鮮当局による人権侵害問題

拉致問題は、わが国の喫緊の国民的な課題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題であることから、平成18年（2006年）、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

北朝鮮当局による拉致は、被害国に対する主権侵害であるとともに、国際的にも重大な人権侵害であり、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する認識を深めることが必要です。

⑤ホームレスに対する偏見や差別

ホームレスになった人の自立を図るための様々な取組みが行われている一方で、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題が生じ、課題となっています。

⑥人身取引

売春させて搾取するなどの性的搾取、強制労働や臓器の摘出等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、わが国においても刑法の人身売買罪などにあたる重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

⑦東日本大震災に起因する偏見や差別

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらした未曾有の大災害です。

その地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々への嫌がらせやいじめ、放射線被ばくについての風評等に基づく偏見や差別がいまなお存在し、問題となっています。

(2) 施策の方向

①から⑦のほかにも、私たちの社会には様々な人権問題が存在しています。

また、今後、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題にも適切に対応する必要があります。

これらは、偏見や差別、中傷やうわさなどに起因しており、それを日常生活の中で安易に受け入れる意識や態度が差別を助長する一因と考えられます。

そのため、固定的な先入観を排除し、市民一人ひとりが様々な状況で人権が脅かされる可能性があることを認識し、人権問題についての正しい知識と理解を深め、偏見をなくし共に生きる立場から、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けた人権教育・人権啓発を推進します。

第4章 人権施策の推進に向けて

1 地域コミュニティや市民活動団体との協働

人権教育・啓発については、行政だけでなく、社会を構成する市民や地域コミュニティ、市民活動団体等との連携が不可欠です。

今後、地域コミュニティや市民活動団体がその担い手として重要な役割を果たしていくことが期待されており、このような活動団体との協働が図れるよう、各種関係団体に対し情報の提供を行うなど支援に努めます。

2 国・県等との連携・協力

人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため、国や石川県、民間団体や企業、学校等との連携・協力を深めるとともに、金沢地方法務局等で構成する「石川県人権啓発活動ネットワーク協議会」等との連携を強化します。

また、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、マスメディア関係者等、人権に関わりの深い特定の職業の人については、それぞれの関係団体等において人権教育・啓発の充実が図られるよう、情報の提供に努めます。

3 庁内の推進体制

人権施策を総合的に推進するためには、すべての職員が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権に関する国や社会の動向、住民ニーズを踏まえ、施策等の改定を行うなど、人権に配慮した適切な対応を行うことが重要です。

白山市人権同和行政部局連絡会をはじめ、庁内各関係課の連携を深め、全庁的な取組みを一層進めます。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会で採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的な措置によって確保することに努力するように、すべての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権宣言に下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人間的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。全ての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国において等しく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、当地の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と事故の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに、失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会保障を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は、人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び化学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地上公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

○白山市民憲章

平成20年9月26日

議決

わたくしたち白山市民は、霊峰白山のもと清らかな手取川の恵みを受け、歴史と文化を育んできました。

この白山市に誇りと責任をもち、未来に向かって、夢あふれる住みよいまちをつくります。

- ・ 生命いのちを尊とうとび、健やかな心と体を育みます。
- ・ 自然を愛し、共に生きる美しいまちをつくります。
- ・ 歴史と伝統に学び、未来につながる文化を育てます。
- ・ 豊かな感性と、思いやりの心を大切にします。
- ・ 働くこと学ぶことを喜び、活力あるまちをつくります。

平成20年11月3日制定

白山市

○白山市子ども憲章

平成20年11月3日

告示第204号

私わたしたち白山市はくさんしの子こどもは、豊ゆたかな自然しぜんと地ち域いきの人ひとたちに守まもられてきました。
これからもこのふるさとを大切たいせつにし、元げん気で幸しあわせ福くに暮くらせるまちづくりを目標めざします。

(生命いのち)

みんなの生命いのちを大切たいせつにして、元げん気な心こころと体からだをつくっていこう！

(安心あんしん)

私わたしたちはひとりじゃないから、たたくさんの人ひととのつなつながりを感かんじていこう！

(思いやりおも)

やさしい気き持もちと、お互たがいを思おもいやる心こころを大切たいせつにしていこう！

(遊あそび・学まなび)

みんなたので楽あそしく遊あそんだり学まなんだりして、今いまできることことからががんばばっていこう！

(参さん加か)

子こどももおとなも同おなじ人にん間げんだから、みみんなでいいっししょょに考かんえていいこう！

白山市人権教育・啓発に関する行動計画

令和3年11月

石川県白山市

市民生活部市民相談室

電話 076-274-9531

FAX 076-275-2211